

家庭科と公民科の教科間連携を視野においた法教育としての消費者教育の授業 「契約」について考える授業 指導案 (公民科研究授業用)

提案者 司法書士 小 牧 美 江
司法書士 田 實 美 樹
司法書士 古 川 百合香

授業の概要

1. 主 題 : 「契約」について考える授業
2. 授業のねらい

私たちは、全員が消費者である。商品・サービスの購入など、私たちの消費行動は「契約」という法律行為と必ず関わっていることを、身近な「売買契約」を例にあげて確認する。

「契約」の意義、成立、契約当事者の権利義務についての基礎的知識、契約自由の原則とその前提となる契約当事者の対等性について理解させる。

契約自由の原則とその前提となる契約当事者の対等性という原則から、なぜ、契約を守らなければならないのかについて考えさせる。

どんな場合にも契約は守らなければならないと言い切って大丈夫か、(例1)「事業者」と「消費者」の間の契約、(例2)「悪質商法」による契約、を例として、契約自由の原則とその前提となる契約当事者の対等性という原則から考えさせる。

「契約」「消費者」について、社会科(公民科)と家庭科の学習内容が関連していることに気づかせ、両教科での学習の振り返りや発展学習に対する意欲を持たせる。

授業実施者のための参考資料

家庭科と社会科の学習内容の関連の把握のために

日本司法書士会連合会・近畿司法書士会連合会・国立大学法人大阪教育大学

法教育としての消費者教育共同研究会編『法教育としての消費者教育に関する研究』研究報告書

「契約」「消費生活」を例とした中学校社会科・家庭科の学習内容関連付け資料試案」(34-39頁)

http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/contribute/data/education_report.pdf

説明方法・指導方法の参考となる読み物教材

小牧美江・田實美樹・古川百合香『中学校「技術・家庭」家庭分野の教科書で 法 と親しく

なろう～「身近な消費生活」の学び方～』(司法書士法教育ネットワークWEB公開教材、2012年)

http://laweducation.sakura.ne.jp/kateika_text_2012_01_all.pdf

授業の展開 展開 と を分けて、50分×2回で実施していただいても構いません。

配布物など、

- ・授業の前に:「アンケートへの回答のお願い」・授業の前日までに実施してください。
- ・当日資料:「ワークシート」2頁(左右見開印刷で1枚) ・生徒配布、作業用
「事例シート」2頁(左右見開印刷で1枚) ・展開 の指導用(生徒配布でも可)
「アンケートへの回答のお願い(2回め)」 ・授業後に実施してください。

	時間 配分	学習活動と内容	指導上の留意点 (家庭科との関連)	読み物教材 関連項目・頁
導 入	10分	【私たちは「消費者」だ】 1)物やサービスを、お店や会社など＝「事業者」から購入(買い物)して利用することを「消費」といい、消費をする私たちのことを「消費者」ということを確認する。 2)買い物は、「契約」で、法律(民法など)で基本ルールが定められていること、今日の授業のテーマが「契約」であることを確認する。	中学校技術家庭科家庭分野や、高校家庭科(家庭基礎、家庭総合)で学習した(学習する)内容(消費、商品選択、他)との関連にも気づかせる。	4頁【「消費」はすべてのテーマと関わっている】 8頁 契約の例

展 開	15分	【「契約」とは 一売買契約の例で考える】 1)「契約」って何だろう＝契約の意義・成立 ・「申込」と「承諾」の意思（意思表示）が合致すると、契約が成立する。（レジで無言でやりとりをする場合＝レジで商品を渡す／レジを打つ／が黙示の申込と承諾にあたる。） 契約が成立しただけでは、客も店も満足していないのはなぜ？ 2)「契約」に伴う責任＝契約当事者の権利義務 ・「契約」は、相手に責任（義務）を果たすことを約束したもの。契約成立後にお互いが義務を果たして初めて、お互いの希望が実現する。 ・売主（店）と買主（客）の権利と責任をワークシートで確認する。 3)「契約」は守らなければならない・・・なぜ？ 契約を守らなければならないのはなぜか？ ・契約をするかどうか、誰とどのような内容の契約をするかは、個人の自由な意思決定に任されている（＝契約自由の原則）ことを確認する。 ・「契約自由の原則」の前提＝対等な立場の当事者同士が、契約の相手や内容についてよく考えて、守れない契約をするはずがない（と互いに信頼している）ことが前提になっていることを確認する。	・「契約」が成立する時点がいつか、確認する。 ・契約成立時点が、契約当事者の権利義務発生時点であること、契約成立時点から、契約当事者は契約に拘束されることを確認する。 ・契約を守らなければならないのは、誰にも強制されずに自分で自由によく考えたから（相手もそうであると信頼して契約しているから）であることを確認する。	4-5頁【「契約」って何だろう】 5-6頁【「契約」に伴う責任（義務）】 6-7頁【「契約」は守らなければならない】 7-8頁【「契約」を守らなければならないのはなぜ？】
展 開	15分	【「契約」について「原則から」考えよう】 キーポイントとして 「自分で考えて、選んで、対等な立場で決める」「他人から強制されずに、自由に考え、選ぶ」を示す。 例1)「事業者」と「消費者」とは、対等な立場で契約できるのか？ Q：どんな対策が考えられるだろうか？ 対等な立場に近づけるように、情報を集めて、比較して、よく検討してから意思決定する。 それでも格差があって公正ではないから、消費者を保護する制度や法律が必要ではないか。 例2)「悪質商法」は、なぜ「悪質」なのか？ Q：「悪質商法」の被害にあわないために、どんな対策が考えられるだろうか？ 自由に考え、選ぶことをじゃまされているのではないかと気づく力をつける練習をする。 それでも被害にあうことがあるから、消費者を保護する制度や法律が必要ではないか。	情報を集めて比較検討し、商品を選択する方法を家庭科で学習するのは、事業者と少しでも対等な立場に近づいて意思決定するための練習であることにも気づかせる。 ・キーポイントを利用すると、「何かおかしい」と気づきやすくなることに気づかせる。 注）例1・例2は、どちらか一方を重点的に指導しても可。	10頁【「契約」を原則から考えるときのポイント】 11-14頁【対等な立場で決めているか？】 14-15頁【他人から強制されていないか？】
ま と め	10分	・「契約」をするかどうか決めるときに、「契約」に関するトラブルや悪質商法の被害にあうことを防ぐためにも、「原則から考えること」「自分で情報を調べたり、相談してみたりすること」を意識してほしい（それが「法的な疑問・被害を感じたときに動ける力」を身につけることにつながる）ことを伝える。 <u>【アンケート（調査）記入のお願い＆作業】・・・授業時間外でも可。</u>		10-11頁【原則から考える練習で身につく力】 18-22頁 章